

第2章 内水面漁業

第1節 河川および湖沼漁業

1 沿革

松升魁¹⁾によれば、我が国各地の先史時代の遺跡からコイ、ウグイ、ウナギ、マス、ボラの発見があげられている。『万葉集』には柿本人麻呂の鮎釣りの歌がある。また神武天皇時代より「鵜飼」漁が発達し、奈良時代には鵜養の制度があり、鵜養の氏族があった。漁具として徒歩敷網、さで網、罾り網（刺網）をあげている。特に梁瀬（やなりょう）は、アユ専門の漁具として『日本書紀』に見える。また笙漁（うけりょう）は『古事記』にみえる。釣り漁業は本質的に有史以前に技術は完成していたようだ。

本県で「内水面漁業」の用語が使われたのはいつごろだろうか。全国では、霞ヶ浦、琵琶湖などにその実態が存在したが、制度的な用語としては戦後の漁業法に根拠をもつと考える。

本県では川内川、池田湖が主要な河川・湖沼であるので、沿革を述べよう。

1) 河川漁業

川内川²⁾は、支流の金山川・久富木川を含んで魚族が豊富で、アユ、コイ、ウナギ、カニ、エビ、ハヤ、フナなどが多かった³⁾。アユは友釣り・梁。コイは一本釣・延縄・鯉てご。ウナギは釣り、竹筒。カニは笠・かにてご、などで漁獲した。宮之城町⁵⁾では1903（明36）年、川魚の水揚げが約3トあり、専門家は少なかった。大正時代に川原・虎居・湯田・二渡などにごくわずかの専門者があった。轟の瀬はのぼいこ（稚ウナギ）の捕獲場であったが、争いが起き、県は大正末期に禁漁にした。1932（昭7）年ごろは小船75隻に舟税、遊魚税が課せられ、遊魚鑑札所持者は400人に達した。1970（昭45）年ごろの漁獲はアユ15ト、コイ5.6ト、ウナギ3ト、フナ3ト、カニ・ハヤ・エビ・その他4.4ト合計31トと推計される。

川内市では明治以前の魚種として、各地の生産物を記載している。

永利郷	アユ、スッポン
平佐郷	コイ、フナ、スズキ
隈之城	コイ、フナ、アユ、バンレイ（ノボイコのこと）、カメ、スッポン
高江郷	コイ、フナ、スズキ、ウナギ、カメ、シジミ
水引郷	スズキ、コイ、フナ、アユ、ノボイコ、エビ
高城郷	ウナギ、アユ
東郷	アユ、コイ、フナ、スズキ、ナマズ、ハエ、カメ、ボラ、バンレイ

大正初期までは自由に漁業が営まれたようである。江戸時代（1603～1867）には藩主の釣り場として御釣り場があって、専有していた。明治・大正時代（1868～1926）の漁具は、投網、刺網、竹筒、延縄、コイ籠、カニ籠、ヤナ、待ち網などがある。釣りは上流、下流に共通した漁法だが、東郷から上流はアユを主体にしたガラカケ、友釣り、ヒューテンがあり、五代から下流は柴づけ、ウナギ塚、袋網、ウナギ掻き魚が操業され、現在にいたっている。

その他本県には、内水面漁協の所在する河川13水系がある。農村のタンパク供給源として、先史以来住民と緊密に関わってきたので、多くの歴史を秘めていると思われる。

2) 湖沼漁業

代表的な湖沼として池田湖・鰻池がある。

池田湖⁵⁾は九州最大の湖沼で、湖表面積約11k m²、水面標高66m、最大深度233m、周囲15kmで、円形に近いカルデラ湖である。オオウナギ、アユ、コイ、フナなどが棲息していた。昭和初期、水位が異常に低下して、川尻川に自然流下しなくなったために、魚類の自然遡上が出来なくなり、アユは陸封化されたと考えられる。1959(昭34)年には恒久的な揚水施設が設置された。周囲の河川から池田湖に川水を流入させ、逆に灌漑用に農地に供給する灌漑事業も行われた。漁業が始まったのは1914(大3)年に今和泉村が区画漁業⁶⁾として漁業権を取得したのがきっかけである。その間マス、コイ、ウナギ、ワカサギの移植放流が行われた。1954(昭29)年、指宿市発足に伴い稚アユを主とした増殖事業⁷⁾が実施された。この事業は山口県・九州各県の河川放流用、種苗生産地として琵琶湖と並び知られた。池田湖の漁業は深い水深のため開発に苦労したが、地曳網、刺網などがあつた。河川水の引き入れ、産卵場の滅失などの諸条件が重なってアユ資源の消長が懸念されたが、琵琶湖式のえり網が最近導入され、再び水揚げが始まった。

鰻池⁸⁾は山川町にある火口湖で、長径1.3km、短径1km、周囲4kmとほぼ円形に近い。最大水深56mで、透明度は悪い。コイ、オオウナギ、フナが生育する。鰻池の漁業⁹⁾は1912(大元)年、マス、アメノウオを滋賀県水産試験場から移植したのが初めてである。その後曲折があつたが、1942(昭17)年、ワカサギ2.5ト、2,010円の生産をあげた。その後は地域住民の意欲が稀薄化し、減退していった。

3) 漁業制度との関連

内水面漁業の漁具、漁法の発達は何よりも資源管理から始まる。内水面漁業における保護・規制¹⁰⁾は、1886(明19)年の鹿児島県漁業規則に始まり、1897(明30)年の「河川魚類保護規則」につながる。課税方式の中に網ヤナ漁、釣漁、鮎掛などがある。1899(明32)年に「淡水漁業取締規則」が定められた。これらの規則は資源保護に、漁法の規制、禁漁区・禁漁期の設定、魚道設置、漁業者の資格規制、罰則などが盛り込まれた。1901(明34)年の漁業法の制定からは本県漁業取締規則の中に含まれた。

内水面についても時代に即応しながらその度に改正されてきた。戦後1949(昭24)年の漁業法改正では、旧法の特別漁業権で認められていた山崎村のエリ梁が3件、牧園町の4件がともに消滅した。

2. 漁業技術の発達

1) 河川、湖沼の概要

内水面漁業は、限られた河川・湖沼の中で、常に資源の問題が立ちはだかり、技術進歩とのいたちごっこになりやすい。専業者として経営に携わる者は少なく、この面では漁業技術は伝統的な漁法を改善し、資源管理に配慮しながら持続させる必要がある。

内水面漁業の概況をまとめると次表のようになる。

表1. 内水面漁業の概要

水系(河川) 湖沼	流路延長 ¹⁾ 面積	関係組合	主な魚種	主な漁具
大淀川		末吉町内水面	アユ・コイ	
川内川	137km 1,600km ²	川内市内水面, 川内川上流, 川内川漁協	アユ, コイ, ウナギ フナ	アユ, コイ刺網, 建干網, ウナギ延縄, コイ延縄, ばくだん・雑魚刺網, 釣, コイ籠, えり, 袋網
米之津川	26km・201km ²	広瀬川漁協	アユ	アユ刺網, かすみ網, 投釣り
高尾之川	21km・75km ²	高尾野内水面	アユ, コイ	
高松川	16km・49km ²	高松川漁協	コイ, アユ	アユ建網
万之瀬川	36km・372km ²	川辺広瀬川内水面	コイ, アユ	袋網
新川水系	13km・20km ²			
甲突川	26km・106km ²	甲突川漁協	アユ, コイ	
思川	16km・56km ²	思川漁協	アユ, コイ	
別府川	24km・181km ²	別府川漁協	アユ, コイ	ふり網, ウナギ打込, 筒籠
網掛川	22km・73km ²	網掛川漁協		
天降川水系	41km・404km ²	日当山天降川漁協	アユ, コイ, フナ	まき網
天降川		天降川漁協	アユ, コイ, フナ	ウナギ打込
手籠川			コイ, フナ	
霧島川		松永漁協	アユ, コイ, フナ	アユ網場
中津川				
石坂川				
万膳川				
検校川	14km・59km ²	検校川漁協	アユ, コイ	
安楽川	33km・141km ²	安楽川漁協	アユ, コイ, フナ	アユ友釣, ウナギつぼ
池田湖	11km ² 水深233m		アユ, ワカサギ, コイ	地曳網, 刺網, 延縄
鰻池	1.2km ² 水深56m	山川町鰻池漁協	ワカサギ, カメ, コイ	地曳網, 延縄

- 注1) 1. 共通網として投網・さで網・たも類は漁具欄に記載せず
 2. 魚種は生産量・利用者の多い順。現在利用の少ないものは過去の実績による
 3. 資料は郷土誌, 鹿児島県内水面漁具の概要から
 注2) 関係河川・湖沼の関連地図¹²

河川・湖沼の分布は図1の通りである。

2) 漁業の発達

(1) 本県の漁具・漁法の分類¹³⁾(構造上の仕分け)

[網漁具類]

刺網類 ア．こい刺網 イ．あゆ建網 ウ．三重刺網 エ．かすみ網
 オ．瀬張網 カ．固定式刺網

建 網 建干網

引き網類 ア．こい地曳網 イ．あゆ・わかさぎ地曳網

かぶせ網類 投網

まき網 あゆまき網

すくい網 ア．すくい網 イ．押したび ウ．さで網 エ．夜振り網
 オ．振り網

[釣漁具類]

延縄類 ア．うなぎ延縄 イ．こい延縄 ウ．らい延縄

竿釣類 あゆ友釣，竿釣(エサ装着)，ばくだん釣，むかで釣，毛ばり釣
 ひっかけ釣り，ウナギ釣，なげ釣り

[雑漁具] もり，竹筒，筒籠，打込み，コイ籠，竹籠，瀬柴，魚突

[その他] 釜堰(うけぜき)，網場(あんば)，えり・梁(やな)，魚堰(うおぜき)

(2) 漁具の構造

本県内水面漁業調整規則により，漁業権，入漁権，漁業法第129条の遊漁規則に基づく以外の次の漁業は，本規則第6条の許可がいる。

やな えり うけぜき 魚ぜき しばづけ 刺網 固定式刺網 袋網
地曳網 瀬張網

ア．『あゆ漁業』

ア) あゆ建網

アユの捕獲は伝統的に，投網，釣りに限られる河川もあるが，アユ建網は北薩・天降川水系に多く見られる。

(ア) 漁具の概要

戦前，戦後は，1把の規模は長さ23m，丈け(高さ)1.8m前後，沈子鉛製約10gのもの約70cm間隔で320個前後を付ける。網地の下部約50cmのところは細い絹糸8~9節を使用する。つなぎ目に「タナ」を作り，沈子部を「ツリソ」で吊り上げる。絹糸のところは袋になり，アユが入る。

(イ) 漁 法

流れに直角に杭を1.5m間隔に立て，これに浮子綱を架けて網を張る。袋に入ったアユを採捕する。

(ウ) 漁 期

周年。特に解禁の始めと落ちアユの時

(エ) 使用個所

広瀬川。

イ) 新建網(刺網)

ナイロン網地で太さ0.6，0.8，1.0号のものを選び，目合7~10節，細長25m，網丈1.2m。

ウ) 打 網(刺網)

ナイロン網，細長22m前後，70cm前後の高さの網。網目6~8節で，浮子縄のたるみを持たせ，こ

こを手を持ち下流に向けて投げ広げ、網に刺させて採捕する。漁具はほとんど市販である。

エ) かすみ網

長さ23m、高さ1.5~1.8mの帯状の網。網目6~8節で細い絹糸を使ったのでこの名がある。沈子は10gの鉛を使用した。流れの緩やかなところに入れた。戦後アユ採捕用の最優秀網であった。広瀬川。

オ) アユ地曳網

池田湖で放流用の稚アユを採捕するために使用されたが、最近はずたれた。

カ) 投網

古くからアユ採りに使用されている。自家製で、ラミーや綿糸が使用された。かぐらはツゲの木、沈子は鉛10g前後。若い者はさらに重くし、鉛の鋳型も砥石など利用して自分で作成した。現在はアミラン製の網一式が市販されている。各河川。

キ) 友釣

まず投網で活きたアユを捕り、その鼻に糸を通して結ぶ。これをオトリと言い、オトリ糸の尾端に、先が三つまたになった針をつなぎ、流れを泳がせるときはオトリの尾端で針先が出るようにする。縄張りを敷いたアユがオトリを追い出すため、喧嘩する際にその針に掛かる。各河川。

ク) その他の釣

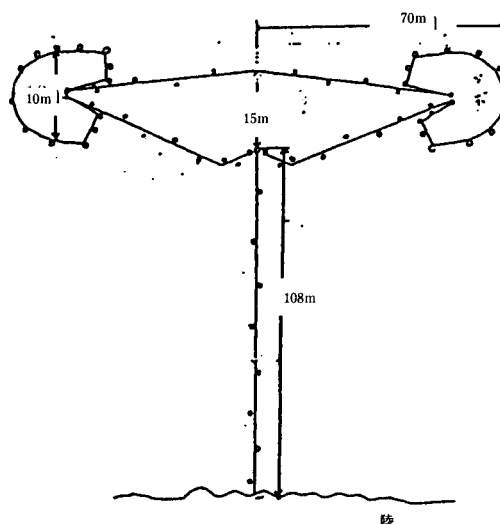
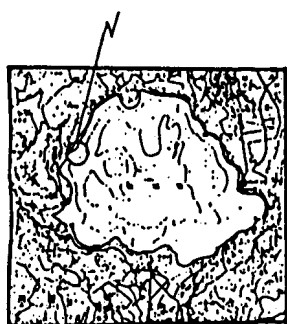
古い呼称ではどんぐり釣、むかで釣、けばり釣、引っかけ釣など多様である。現在は空掛釣など夜間操業の禁止されたものもある。

ケ) やな、うお堰

明治漁業法の特別漁業権として牧園町、旧山崎村に新漁業法切り替えまで存在した。川内川。

(ア) 魚堰

川に堰をして一カ所を流れるようにし、この岸に建網を持った5~6人を置き、魚群を見て一斉に対岸に向けて投網し、罹ったアユを採捕する。漁期は6~11月。川内川。



えりあみの図 (池田湖)

(イ) うけぜき

細い川幅の溝を掘り(100~150m×1.5m)、下流部に網を設置して金網籠を置く。上流をナイロン

シートなどを使用して減水し、稚アユを入網させて採捕する。

コ) 最近のえり網

池田湖では琵琶湖のえり網をモデルに、内水面にしては規模の大きい網が設置されている。概略は次の通りである。アユ、ワカサギ、ウナギ、マス、フナなどが混獲される。

イ. 『コイその他雑魚漁業』

ア) コイ刺網

長さ90m、高さ2.1mの帯状の網具で、網糸は麻糸6本、3子撚りを使用し、網目10~15cm。沈子、浮子を有する。5~10把を用意し、満潮時棒や杭で固定し、川の流れに直角に張る。川船1~2人で操業する。漁期は11~3月。川内川。

イ) 建干網

この漁業はむしろ海面漁業であり、潮の満干潮を利用して汽水域の魚を採捕する。杭を丸く立て巡らし、干潮の時網を置き下部を砂に埋める。満潮の時素早く張る。干潮の時、網中の魚を採捕する。海面の大方は廃れた。漁期は9~11月。川内川。

ウ) コイ地曳網

池田湖、鰻池で使用される。ワカサギ、コイと同じであるが、袋網の目合が20節である。ワカサギの場合120径のもじ網を使用する。

エ) えり

魚の入り口を開け、両側に簾、網などの支柱を張り巡らし、奥に8cm前後の隙間を作り、ここから魚を迷入させるように籠を置く。簾は川の流れに沿うように張る。

オ) 投網

アユと同じ。コイ、フナ、ほか。広瀬川、天降川、別府川、川内川。

カ) 掬い網

網口50cm~1m、袋網1m前後のたも網コイ、フナ他。各河川。

キ) コイ延縄

麻縄または綿糸を元縄に、1~1.8cmの針を1.5m間隔に98本取り付け。枝糸の長さ90cm前後。40×40×10cmの木製の箱に整然と釣針を並べる。一人の漁具所持数12鉢。川幅一杯に張り巡らす。コイ、フナ、雷魚、ナマズ、ハゼ、ボラ。川内川。ライ魚の延縄もある。

ク) ばくだん釣

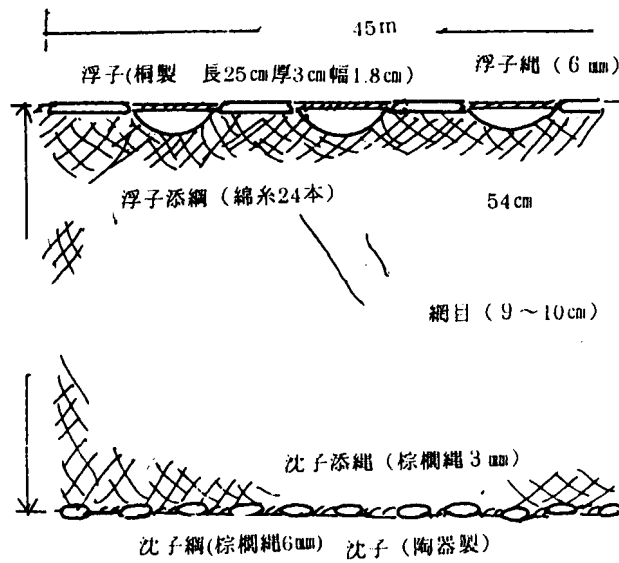
現代の釣の元祖、竹竿1m前後のものに環3個を付け、30~60mのテグスを装着する。針は4~8本を固めて使う。おもり30~40g、15~20cmのちもと使用。巻取器を準備する。

エサはさなぎ、小麦粉、煎った米糠などの練りエサを用いる。なるべく遠方に竿を降って釣る。コイ、チヌ、ウナギ、ボラ。川内川。

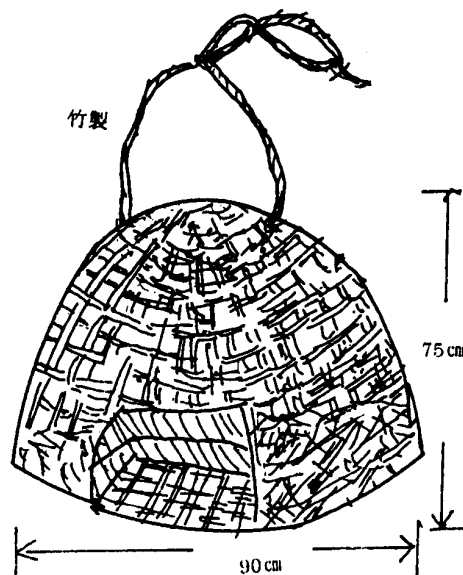
ケ) コイ籠

高さ70~80cm、径90cm前後の竹製の籠。前後2力所に魚の入口を設け、これに返しをつける。籠の下部は細目に竹を編む。エサは粟、さなぎ、粘土の練りエサ。甘藷、麦類なども入れる。3m以上の深みが良い。水面に沿い直角にジグザグに張る。漁期は周年。

コイ、ナマズ、フナ、ハエ。川内川。



コイ刺網図 (川内川)



コイ籠図 (川内川)

ウ. 『ウナギ漁業』

ア) ウナギの延縄

コイの延縄に似るが釣り針は太い。幹糸 30本素 50×50×6cmの釣り針に 120本の釣使用。枝間 1.2m, 枝糸 18本素, 45~50cm。釣り針がいつ張り 2.5~3cm。

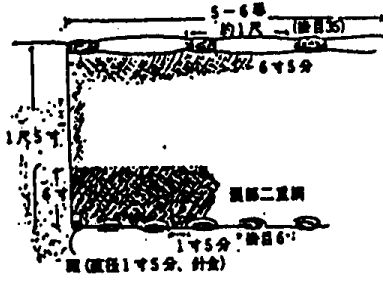
エサはドジョウ, ミミズ。川内川。

イ) ウナギうけ

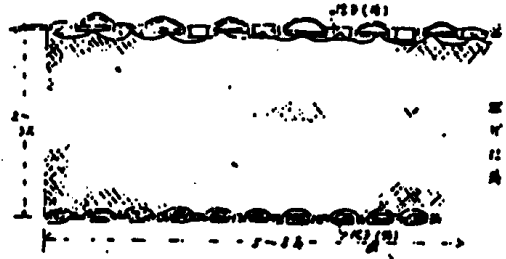
径 6~9 cm, 長さ 90 cmの唐竹の節を切り, 一端に小穴数個をあけ, 他端に返しをつける。この数十個の筒を, 幹縄に1疋おきに通して設置する。両端に重石と浮標を付ける。エサはドジョウ, サワガニ, さなぎ, ミミズ。川の流れて沿って設置する。1日に2回操業。1個ずつ川や田んぼなどのウナギのいるところを選んで入れる。

その2 あゆ漁業

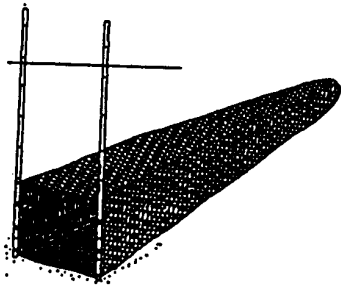
建網



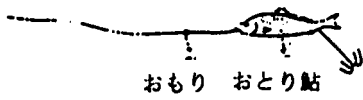
新刺網



袋網



アユ友釣り

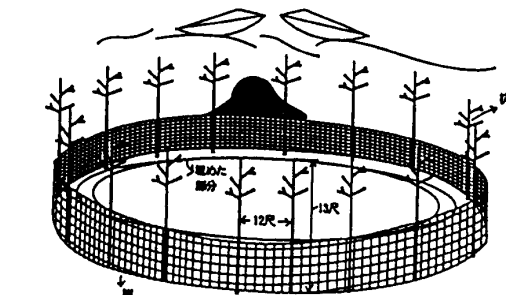


釣竿22~35m

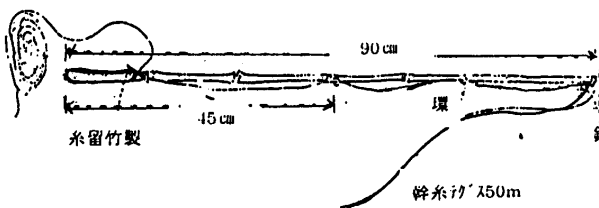
釣糸 ナilon1000

その3 こいその他漁業

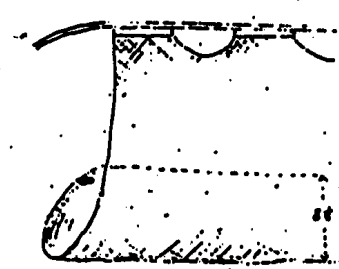
建干網



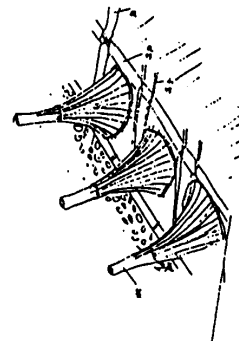
ばくだん釣



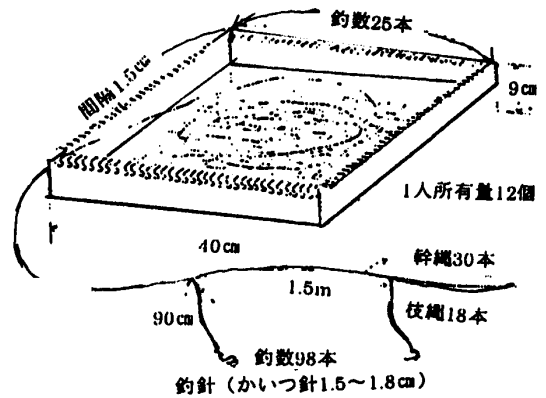
かすみ網



うおぜき

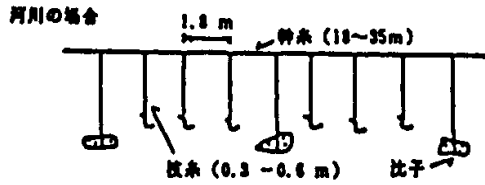


コイ

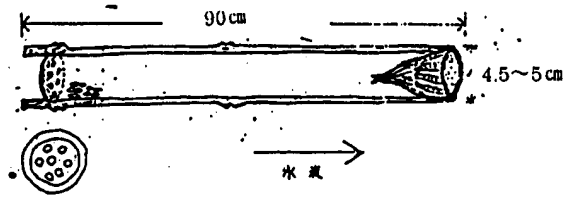


その4 うなぎ漁業

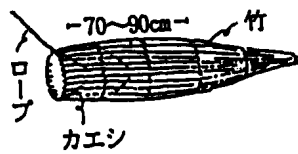
ウナギ延縄



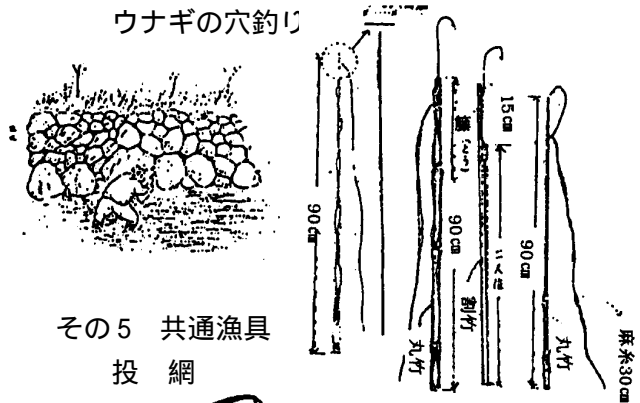
ウナギうけ



ウナギ筒籠

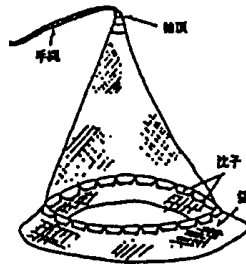


ウナギの穴釣り

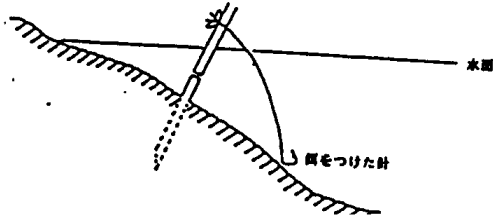


その5 共通漁具

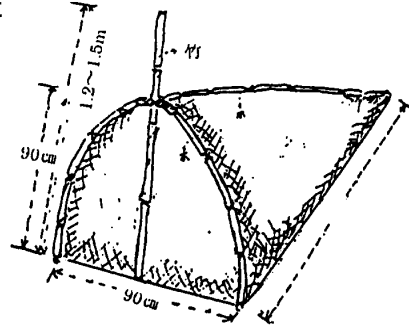
投網



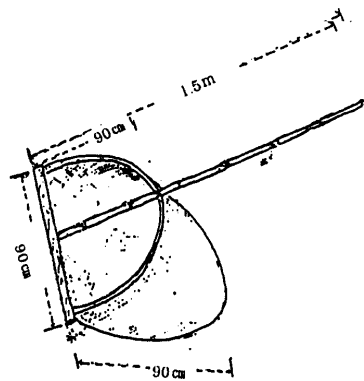
大ウナギ釣り



押した

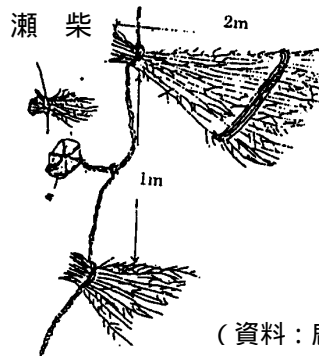
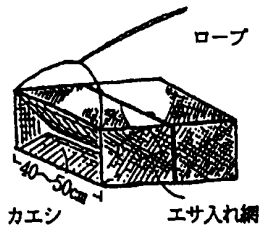


さで網



その6 その他雑漁業

モズクカニ籠



(資料：鹿児島県内水面漁具集 1951)

漁期は4～10月。川内川，安楽川。

ウ)筒 籠

竹の皮で編んだ細長い筒の籠で長さ90cm，口径5cm筒口に返しを付ける。エサはアユ，ハエを利用する。漁期5～10月。別府川。

エ)その他

打込，瀬柴，鰻塚，ウナギ穴釣，ウナギ鎌，ウナギ鉞またはこれらの組み合わせなどがある。

エ，『その他雑漁具漁業』 エビ，カニなどの漁業

ア)打込み

割竹のうけで円錐状。口径90cm，長さ1.5～1.8m。内に返しを付ける。カニ，ウナギ。漁期は9～12月。天降川，別府川。

イ)竹 籠

径30cmの「びく」の下部に口を設け，返しを付ける。エサは「タニシ」を入れ，川に沈めて，モクスガニ，エビなどを捕る。漁期はエビ5～8月，カニ9～11月。別府川。

ウ)瀬 柴

シイノキ，カジノキ，杉の枝葉を1m程度に切る。10個を1組にして幹縄に付け，川中に置き1日おき上げる。漁期は4～9月。エビ，カニ。別府川。

エ)魚突き

鋼鉄製の刺突具。うつき，えつきとも言う。周年。各河川。

オ)その他

さで網，押し網，夜ふい網など。エビ他雑魚。

オ．最近の漁具

内水面漁業は，遊漁者の増加で変容しつつある。漁具は昔とほとんど変わらず，漁具資材の近代化，漁具の市販化が進んできた。漁具も簡易，規格化して能率的なものが多い。海面のたこ籠のような網がモクスガニの漁具に使われるなどしてきた。

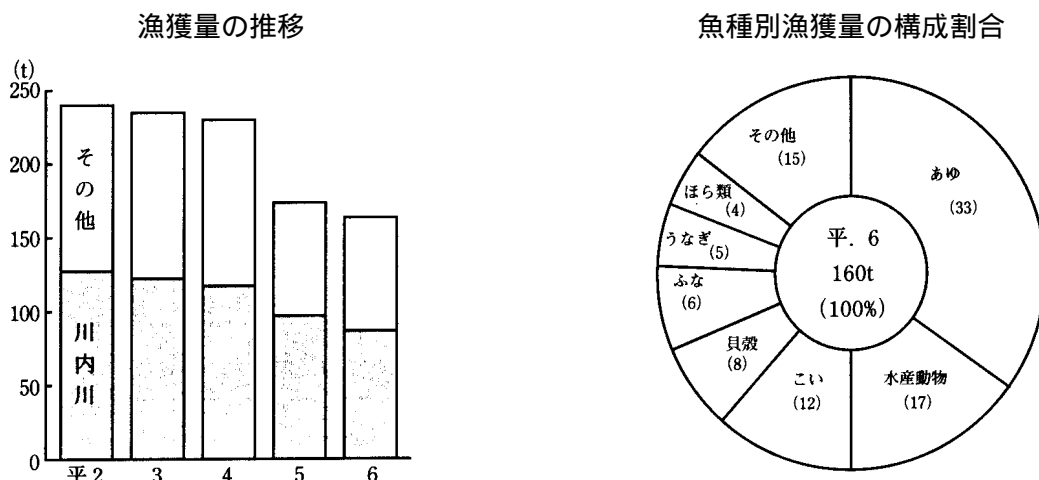
(3) 内水面漁業の漁獲量

本県の内水面漁業は，川内川がその他県内全河川・湖沼の漁獲総量よりも多く，例年50%以上を占めている。ただ川内川の漁獲量も年々減少し，これが本県漁獲総量の減少に影響を与えている。

魚種別ではアユ，コイ，フナの順で，アユの割合は33%と高い。モクスガニなどの水産動物類が多いのは近年の特徴である。貝類のほとんどがシジミである。アユとその他水産動物類で全漁獲量の50%以上を占める。規模は零細であるが就業者が多いからであろう。

河川・湖沼の漁獲量推移および1994（平6）年魚種別構成割合は下図のとおりである。

内水面漁業漁獲量



河川・湖沼別魚種別漁獲量

農林水産省「内水面漁業生産量統計調査」単位：ト

西暦	年号	河川湖沼別漁獲量				魚種別漁獲量										
		計	川内川	その他の河川	その他の湖沼	アユ	コイ	フナ	ウナギ	オイカワ	ウナギ	ボラ	その他の魚類	貝類	水産動物類	
1986	昭61	306	200	104	2	65	34	28	2	13	14	29	40	14	67	
1987	62	318	204	113	1	79	33	23	2	10	14	29	34	20	74	
1988	63	318	202	114	2	92	28	20	2	6	13	25	36	25	71	
1989	平1	244	138	106	0	65	24	18	2	6	12	21	30	20	46	
1890	2	242	133	109	0	71	24	18	2	5	12	20	27	20	43	
1991	3	233	124	109	0	69	26	18	2	6	12	14	24	20	42	
1992	4	227	118	108	1	68	25	16	2	5	11	12	25	20	43	
1993	5	175	101	74	0	45	18	11	1	4	7	7	20	26	34	
1994	6	160	85	75	1	53	20	9	1	4	8	6	20	12	27	
1995	7	153	77	76	0	53	19	7	1	3	8	5	24	6	27	
1995年構成割合		100%	50.3	49.7	0.0	34.6	12.4	4.6	0.7	2.0	5.2	3.3	15.7	3.9	17.6	

(4) 内水面漁業の漁協，組合員，遊漁者

内水面漁業協同組合

戦後間もなく川内川に4漁協，別府川に3漁協，天降川に3漁協，広瀬川に1河川組合，また鰻池に1漁協の計12漁協ができた。その後合併，新設等があり，現在は出資組合15漁協，非出資組合3漁協の計18組合となっている。各漁協には共同漁業権第5種14件が設定され，放流義務が課せられている。本県漁業権河川に放流した実績は1993（平5）年漁業センサスによれば次の通りである。

本県総計でアユ125万8千尾，コイ19万2千尾，フナ4万5千尾，ウナギ22万3千尾，その他21万2千尾，ワカサギ卵30万粒など。

漁業就業者

1963（昭38）年漁業センサスによれば、内水面漁業者総数5,642人、うち河川5,573人、湖沼69人である。1993（平5）年のセンサスでは、統計の方法が異なるために比較出来ないが、組合員鑑札数3,665、遊漁承認証数5,166、湖沼の従事者13人となっている。遊漁者の増加が目立つ。

正組合員数の漁業従事状況

河川で漁業を営んでいる状況をみると、漁業種では釣と投網が多く、刺網その他の順である。魚種ではアユが多く、コイ、フナと続く。

河川正組合員による漁業種別、魚種別の漁獲人員

単位：人

年次	正組合員数	網漁業			釣	その他	魚種				
		刺網	投網	その他			アユ	コイ	フナ	その他	
1973	昭48	3,426	988	927	203	1,984	531				
1993	平5	3,289	717	1,035	702	1,115	443	1,996	798	391	1,762

7次・9次の漁業センサス

3 問題点と今後の課題

1) 内水面漁業の問題点

(1) 漁業専業者や半農半漁の従事者が少しでもいた時は漁具もそれなりの規模をもち、多様な漁具を所有してあらゆる魚族に対処できていた。趣味人口の増加は、特殊な釣りや簡易、効率的な漁具の発達を促し、かつて漁業者自身で製作していた漁具も市販品が出てきて、漁業技術は一新した。

(2) 明治漁業法が設定される以前から、淡水漁業として資源の保持に留意してきており、1897（明30）年には県令50号「河川魚類保護規則」、1899（明32）年には県令第53号「淡水漁業取締規則」が定められ、漁業秩序と淡水魚族の資源保護に一本化された。即ち爆薬、有毒物の使用禁止、アユ、ウナギについての禁漁区、禁漁期の設定、魚道設置、漁業者の資格規制などで、資源保護の完全を図った。

(3) 戦後は内水面漁業の語句が認知された。「放流せざれば漁業すべからず」の増殖漁業権の設定であり、内水面漁業の実態は様変わりした。

(4) 漁具資材も竹や木の自然物利用から麻、綿糸、やがてナイロンなどが利用されるようになった。趣味人口の増加は漁具の高級化、高価格化を促進した。

(5) 主な対象魚族はアユ、コイ、ウナギで、原点は旧来の漁法と変化は少ない。

(6) 狭い河川流域に、生態系を狂わすブラックバスやブルーギルなどの繁殖旺盛な魚が持ち込まれ、注意が必要である。

(7) 河川、湖沼沿堤のコンクリート化や石積み工法により、魚は棲みにくい環境に置かれた。川砂や砂利の採取で、アユの産卵場所が失われた。

(8) 近代的な魚道建設の一段の工夫が必要である。

2) 今後の課題

河川湖沼の魚は、縄文期から住民の重要な蛋白資源として重用された。当然ながら歴史的にも資源維持には腐心してきたであろう。

漁法が釣や投網などの簡易漁具で、誰でも容易に操業出来ることが内水面漁業の特徴であり、それだけに資源の維持と漁業の調和が大事である。

放流だけでなく、積極的な再生産の方法も講ずべきである。専業者が少なく、政治、行政からも力

が十分注がれず、学問上も最近の研究や調査資料は少ない。資源保護と漁業の関係、河川汚染による魚族と環境問題、遊漁者等の増加による資源量の影響、繁殖力の強い魚族の放漫な放流による生態系のかく乱とそのような魚類の放流禁止など、魚の棲息する環境問題に積極的に取り組む必要がある。

4. 参考文献

- 1) 松井魁 (1983): 水産学史, 書誌学的水産学史並びに魚学史. 3 ~ 22.
- 2) 川内市史 (1976): 農水産物, 川内市. 844 ~ 146.
- 3) 川内市史[下] (1980): 内水面漁業, 川内市. 467 ~ 471.
- 4) 宮之城町史 (1974): 水産, 宮之城町. 583 ~ 585.
- 5) 角川日本地名大辞典 (1983): 鹿児島県, 池田湖. 角川書店. 86 ~ 87.
- 6) 指宿市誌 (1958): 内水面漁業, 指宿市. 381 ~ 384.
- 7) 指宿市誌 (1985): 池田湖の漁業, 指宿市. 634.
- 8) 角川日本地名大辞典 (1983): 鹿児島県, 鰻池. 角川書店. 135
- 9) 山川町郷土誌 (1958): 内水面漁業の推移, 山川町. 300 ~ 309.
- 10) 川上省三 (1968): 内水面漁業における漁業規律, 鹿児島県水産史, 鹿児島県. 104 ~ 107.
- 11) 昭和 60 年度鹿児島県統計年鑑 (1986): 主要河川, 鹿児島県河川課資料. 9.
- 12) 第 9 次漁業センサス内水面漁業より
- 13) 鹿児島県内水面における漁具漁法の説明 (1951): 漁具の種類, 漁業調整課. 1 ~ 50.

(福元 覚)